

地質・土質調査業務共通仕様書の一部改定

地質・土質調査業務共通仕様書（平成4年3月5日付発管第224号土木部長通知）の一部を次のように改定する。

改定後	改定前
第1章 総則	第1章 総則
第101条～第103条の2 略	第101条～第103条の2 略
<p>第104条 調査地点の確認</p> <p>1. 略</p> <p>2. 受注者は都市部等における調査で<u>地下埋設物</u>（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、調査職員に報告し、関係機関と協議の上現地立会を行い、位置、規模、構造等を確認するものとする。</p>	<p>第104条 調査地点の確認</p> <p>1. 略</p> <p>2. 受注者は都市部等における調査で<u>地下埋設部</u>（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、調査職員に報告し、関係機関と協議の上現地立会を行い、位置、規模、構造等を確認するものとする。</p>
第105条～第110条 略	第105条～第110条 略
<p>第110条の2 配置技術者等の変更</p> <p>1. 受注者は、<u>死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等</u>やむを得ない理由がある場合を除き、管理技術者を変更することができない。なお、発注者の責により業務を一時中止した場合は、現場代理人、管理技術者、照査技術者、担当技術者（以下「配置技術者等」という。）を変更できるものとする。</p> <p>2. ～3. 略</p>	<p>第110条の2 配置技術者等の変更</p> <p>1. 受注者は、<u>やむを得ない理由がある場合</u>を除き、管理技術者を変更することができない。なお、発注者の責により業務を一時中止した場合は、現場代理人、管理技術者、照査技術者、担当技術者（以下「配置技術者等」という。）を変更できるものとする。</p> <p>2. ～3. 略</p>
第111条～第112条 略	第111条～第112条 略
<p>第113条 業務計画書</p> <p>1. ～3. 略</p> <p>4. 受注者は、業務計画書の<u>重要な</u>内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p>	<p>第113条 業務計画書</p> <p>1. ～3. 略</p> <p>4. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p>
第114条～第117条 略	第114条～第117条 略

第 118 条 成果物の提出

1. ～ 3. 略

4. 受注者は、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下、「簡易ガイドライン」という。）又は国土交通省が定める「地質・土質調査成果電子納品要領」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。

「簡易ガイドライン」等で特に記載がない事項については、調査職員と協議の上、決定するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については「簡易ガイドライン」又は国土交通省が定める「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】」に基づくものとする。

5. 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けた上で、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

6. \_\_\_\_\_

第 119 条 略

第 120 条 検査

1. ～ 2. 略

3.

(1)

(2)

地質・土質調査の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「簡易ガイドライン」又は国土交通省が定める「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】」に基づくものとする。

第 121 条～第 131 条 略

第 132 条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

第 118 条 成果物の提出

1. ～ 3. 略

4. 受注者は、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下、「簡易ガイドライン」という。）又は国土交通省が定める「土木設計業務等の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。

「簡易ガイドライン」等で特に記載がない事項については、調査職員と協議の上、決定するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については「簡易ガイドライン」又は国土交通省が定める「電子納品運用ガイドライン（案）【地質・土質調査編】」に基づくものとする。

5. \_\_\_\_\_

第 119 条 略

第 120 条 検査

1. ～ 2. 略

3.

(1)

(2)

地質・土質調査の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「簡易ガイドライン」又は国土交通省が定める「電子納品運用ガイドライン（案）【地質・土質調査編】」に基づくものとする。

第 121 条～第 131 条 略

第 132 条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. ～11. 略

#### 第133条 安全等の確保

1.

(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査審議官通達平成21年3月31日）を参考にして常に業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

(2)～(4) 略

2. ～4. 略

5.

(1) 略

(2) 屋外で行う地質・土質調査に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。

なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

(3)～(5) 略

6. ～8. 略

9. 受注者は、調査が完了したときは、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお調査孔の埋戻しは調査職員の承諾を受けなければならない。

#### 第134条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、臨機の措置をとった場合には、その内容を速やかに調査職員に報告しなければならない。

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. ～11. 略

#### 第133条 安全等の確保

1.

(1) 受注者は「土木工事安全施行技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課平成21年3月）を参考にして常に業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

(2)～(4) 略

2. ～4. 略

5.

(1) 略

(2) 屋外で行う地質・土質調査に伴い伐採した立木等を原則野焼きしてはならない。

なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

(3)～(5) 略

6. ～8. 略

9. 受注者は、調査が完了したときは、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。又、調査孔の埋戻しは調査職員の承諾を受けなければならない。

#### 第134条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに調査職員に報告しなければならない。

2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 135 条～第 138 条 略

第 139 条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 113 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. ～3. 略

第 140 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。  
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託者等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. ～4. 略

第 141 条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

## 第 2 章 機械ボーリング

第 201 条～第 202 条 略

第 203 条 調査等

1. ～3. 略

2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 135 条～第 138 条 略

第 139 条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
2. ～3. 略

第 140 条 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
2. 1. により警察に通報又は捜査線上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. ～4. 略

新規

## 第 2 章 ボーリング

第 201 条～第 202 条 略

第 203 条 調査等

1. ～3. 略

4.  
削除

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)
- (9)

(10) 試料を採取するオールコアボーリング<sup>\*1</sup>の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。  
試料を採取しない場合はノンコアボーリング<sup>\*2</sup>を行うこととする。  
ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。

5.

- (1) 略
- (2) 掘進長の検尺は、調査目的終了後、原則として調査職員が立会の上ロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き全ロッド長の確認を行うものとする。

6. その他

採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。

第 204 条 成果物

略

- (1) 略
- (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）に従い柱状図に整理し提出するものとする。

4.

(1) 掘進は地下水位の確認が出来る深さまで原則として無水掘りとする。

- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)
- (9)
- (10)

(11) 試料を採取するオールコアボーリング<sup>\*1</sup>の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。  
試料を採取しない場合はノンコアボーリング<sup>\*2</sup>を行うこととする。

5.

- (1) 略
- (2) 掘進長の検尺は、調査目的終了後、原則として調査職員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を検尺の後、ロッドを引き抜き確認を行うものとする。

新規

第 204 条 成果物

略

- (1) 略
- (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、ボーリング柱状図作成品要領（案）に従い柱状図に整理し提出するものとする。

(3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。

(4) 略

削除

### 3章 略

## 第4章 サウンディング

### 第1節

#### 第401条 目的

標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や、締まり具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。

#### 第402条 略

#### 第403条 成果物

試験結果及び保存用試料は、JIS A1219（標準貫入試験方法）及び地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）に従って整理し提出するものとする。

### 第2節

#### 第404条 目的

スウェーデン式サウンディング試験は、深さ 10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。

#### 第405条～第406条 略

(3) オールコアボーリングにより採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。

(4) 略

## 第2節 オーガーボーリング

### 第3章 略

## 第4章 サウンディング

### 第1節

#### 第401条 目的

標準貫入試験は、原位置における土の硬軟や、締まり具合の相対値を知るとともに、把握するための試料採取することを目的とする。

#### 第402条 略

#### 第403条 成果物

試験結果及び保存用試料は、JIS A1219（標準貫入試験方法）及びボーリング柱状図作成要領（案）に従って整理し提出するものとする。

### 第2節

#### 第404条 目的

スウェーデン式サウンディング試験は、比較的浅い原位置地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。

#### 第405条～第406条 略

<p>第3節～第4節 略</p> <p>第5節</p> <p>第413条 略</p> <p>第414条 試験等  1. ～2. 略  3. コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では斜面の<u>傾斜角度</u>をできるかぎり記録するものとする。</p> <p>第415条 略</p> <p style="text-align: center;">第5章～第8章 略</p> <p style="text-align: center;">第9章 地すべり調査</p> <p>第901条～第904条 略</p> <p>第905条 <u>雨量観測</u>  <u>地すべりの変動と降雨量との相関関係を把握するために、降雨量を計測する。計測には、測量結果を自動転送する機能を有した雨量計の使用を標準とする。</u></p> <p>第906条</p> <p>第907条</p> <p>第908条</p> <p style="text-align: center;">第10章 略</p> <p>削除</p>	<p>第3節～第4節 略</p> <p>第5節</p> <p>第413条 略</p> <p>第414条 試験等  1. ～2. 略  3. コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では斜面の<u>硬度</u>をできるかぎり記録するものとする。</p> <p>第415条 略</p> <p style="text-align: center;">第5章～第8章 略</p> <p style="text-align: center;">第9章 地すべり調査</p> <p>第901条～第904条 略</p> <p>新規</p> <p>第905条</p> <p>第906条</p> <p>第907条</p> <p style="text-align: center;">第10章 略</p> <p style="text-align: center;">第11章～第12章</p>
---	--